

# 一般社団法人日本神経学会 外国出張旅費支給規程

2012年4月13日制定

## (目的)

第1条 この規程は、日本神経学会（以下「本学会」という。）の会員が、外国に出張する場合の手続きおよび旅費の支給に関する事項を定める。

## (旅費を支給する会議)

第2条 本学会の会員が代表理事の委嘱を受けて、国際機関での会議や打ち合わせ等に本学会を代表して出席する場合、旅費を支給する。

## (出張期間)

第3条 出張の期間は、前条に基づく業務を遂行するため必要とする最小限の行程として、出張者が本国を離れる出発日より帰宅日までとする。

## (出張の経路)

第4条 出張の経路は、最も合理的かつ経済的な経路を選択することとする。ただし、業務の都合または天災地変その他特別な事情がある場合には、実際に旅行した経路によるものとする。

## (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、次に定めるところによる。

- 1 交通費
- 2 宿泊料
- 3 日当

## (交通費)

第6条 交通費は、出張者が本国を出発し本国に到着するまでに要した交通費で、順路により次の基準により実費を支給する。

- (1) 航空賃 エコノミークラス料金
- (2) 鉄道賃・バス賃 普通運賃

2 日本国内における自宅または勤務地から空港までの往復の交通費は、前項の基準により支給する。

## (宿泊料および日当)

第7条 宿泊料および日当は、出張日数、宿泊日数に応じて支給する。

- 2 宿泊料は、国家公務員の旅費に関する法律第35条別表第二に定める7級以上の職務にある者に支給する額を標準の額とし、実費が標準額を下回る場合はその額を支給する。
- 3 日当は、国家公務員の旅費に関する法律第35条別表第二に定める7級以上の職務にある者に支給する額を支給する。

## (旅費支給の例外)

第8条 出張者が本学会の用務のほか、他の用務を兼ねて出張する場合は、本学会の用務に必要な旅費のみ支給する。

2 前項の場合、交通費については、本学会の用務と他の用務との関係を考慮して、片道分を支給する場合がある。

(旅費の請求)

第9条 旅費は、出張者の請求があった場合は、概算払いすることができる。

(その他)

第10条 この規程によりがたい場合は、代表理事が決定するところによる。

(改正)

第12条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を要するものとする。

附則

この規程は、2012年4月13日から施行する。